（目　　的）

第１条　本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第61条の8第1項の規定に基づいて〇〇〇〇：事業所名（以下「〇〇：略称」という。）における法律第61条の3第1項の規定に定める国際規制物資の使用の許可を得た全ての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

（計量管理責任者）

第２条　〇〇における核燃料物質の計量管理のために計量管理責任者を置くものとする。

２　〇〇における計量管理は、計量管理責任者の責任のもとに行う。

３　〇〇における計量管理責任者は、□□：特定できる役職名とする。

計量管理責任者となる者の氏名ではなく、一人に特定できる役職者名を記入します。
※役職名で一人に特定することが難しい場合、保障措置室に相談して下さい。

（核燃料物質計量管理区域の設定）

第３条　〇〇における核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）は、◇◇△階～室　をもって設定し、計量管理はこのMBAを基礎として行う。

２　前項のMBAの符号はK〇〇〇とする。

（受入れ、払出し及び廃棄に関する手続）

第４条　計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録するものとする。

（消費、損失等に関する手続）

第5条　計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には